

マーケット・アクセス・ルールの導入等について

2020年1月30日
株式会社東京証券取引所

I 趣旨

当取引所では、2018年10月に発生したarrowheadの障害を踏まえ、高速取引行為者及び高速取引行為を受託する証券会社に対し、注文管理態勢・通信管理態勢に関する一斉点検を行ったほか、昨年3月以降、ネットワーク全体を想定外のトラフィックストームから守るためのストームコントロール機能の導入を順次進めるなど、これまでも安定した市場運営のための取組みを実施してきましたが、近年の自動取引・高速取引環境においては、取引参加者による適切な注文管理の重要性は益々高まっている状況です。そこで、より一層の市場の安定性・信頼性向上の観点から、取引参加者における注文管理態勢の更なる改善を図るため、諸外国の規制等も参考の上、以下の見直しを行うこととします。

具体的には、顧客注文の管理について、取引参加者による直接的かつ排他的な管理形態のもとで実施することを義務付けることに加え、システムの誤作動等が発生した際に新規注文の発注を抑止する機能の義務化や意図的なエラー注文の発注等を利用した注文管理形態の禁止の明確化を行います。

II 概要

項目	内容	備考
1. 直接的かつ排他的な管理形態の義務付け	<ul style="list-style-type: none">すべての取引参加者は、顧客の注文管理に係る制限または措置に関して、直接的かつ排他的な管理権限のもとで行わなければならないものとします。「直接的かつ排他的」とは、顧客の注文管理に係る制限又は措置に関して、取引参加者のみがその管理（例えば、リスク・パラメータの設定・変更等）を実施可能であるとともに、顧客がその設定内容等の改竄を行えないような状況を指します。	<ul style="list-style-type: none">具体的な管理方法としては、例えば、以下のような形態が考えられます。<ul style="list-style-type: none">- 取引参加者が独自に開発した、顧客から物理的に独立したシステムの利用- 独立した第三者ベンダー等が提供するリスク・チェック用のソリューションの利用（取引参加者が直接的かつ排他的な管理権限を有する場合に限りです）顧客の管理するシステムに取引参加者が求めるリスク・チェックに係るソフトウェアを導入し、設定項目やパラメータが変更されていないことを確認するような間接的な管理方法については、直接的かつ排他的とは認められません（予め契約等で顧客が設定項目やパラメータ変更を行わないことを約している場合を含みます）。
2. 発注抑止機能の導入の義務付け	<ul style="list-style-type: none">すべての取引参加者は、発注システム（顧客側のシステムを含む。）の誤作動等により予期しない異常な注	<ul style="list-style-type: none">高速取引行為を受託する証券会社においては、「高速取引行為の適切な管理への対応について」（2018年11月26

項目	内容	備考
	<p>文の発注等がなされた場合、直ちに取引所に対する新規注文の発注を抑止する措置を講じなければならないものとします。</p>	<p>日 東証株総第 300 号)にて要請したチェックリストに基づく対応が引き続き必要となります。</p>
<p>3. 意図的なエラー注文の発注等を利用した注文管理形態の禁止</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者が定めた発注制限値等に抵触した注文について、取引参加者のシステムにおいて適切に対処しなければならない旨を明確化します。 	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、取引参加者システムにおいて、取引所システム側で明らかにエラーとなるようにパラメータ等を書き換えた上で取引所へ発注する手法を利用した注文管理形態は認められません。 注文管理に関するガイドラインにおいて、こうした管理形態を禁止する旨を明確化します。

Ⅲ 施行日（予定）

2021 年 1 月を目途に実施します。

以 上